

**「かかりつけ薬局」「お薬手帳」
を活用しましょう！**

10月17日（月）から23日（日）は「薬と健康の週間」です。
この機会に「かかりつけ薬局」を見つけてみませんか。

「かかりつけ薬局」の利点

- ・お薬の服用記録を管理してもらえる。

- ・お薬の重複やよくない飲み合わせを未然に防止できる。
- ・気軽にお薬の相談ができる。同時に、「お薬手帳」の活用、携帯をしませんか。

「お薬手帳」の利点

- ・突然の事故などで治療が必要な時、服薬中のお薬の情報を正確に伝えられる。
- 京都府では、スマートフォン

版お薬手帳（京都e-お薬手帳）のサービスも始まっていますので併せてご利用ください。

「京都 お薬手帳」で検索
問 京都府南丹保健所環境衛生室
TEL0771-62-4754

（健康増進課）



B型肝炎ワクチンが定期接種化されました



○B型肝炎ワクチン予防接種

これまで任意接種であったB型肝炎ワクチンの予防接種が、平成28年6月22日付け、予防接種法施行令の一部改正により、平成28年10月1日から定期接種として始まりました。

対象者、接種内容などは下表のとおりです。

対象者	接種日現在、本市に住民登録のある、平成28年4月1日以後に生まれた、1歳の誕生日前日までの間にある児
接種対象年齢	生後2カ月～1歳の誕生日前日までの児
開始時期	平成28年10月1日
接種回数と間隔	3回接種（生後2カ月に至った時から、27日以上の間隔をおいて2回接種。その後、1回目の接種日から139日以上の間隔をおいて1回接種）
接種費用	無料（全額公費負担）

※対象者には、生後1カ月頃にヒブ、小児用肺炎球菌、4種混合の案内と合わせて、個別通知します。

◆対象者にならない児(母子感染予防の対象者)◆

HBs抗原陽性の妊婦から生まれた乳児として、健康保険により抗HBs人免疫グロブリンに併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある児については、定期接種の対象者から除きます。

◆既に平成28年10月1日(定期接種開始日)までに接種済の場合◆

平成28年10月1日までに、任意接種で既にB型肝炎ワクチンを接種した児については、その接種回数分は定期接種を受けたものとみなします。

また、平成28年10月1日までに接種された場合、任意接種となり公費助成の対象とはなりません。

<実施医療機関>

※予約が必要な場合がありますので、医療機関へ問い合わせてください。

町名	医療機関名	電話	町名	医療機関名	電話
亀岡地区	石崎医院	25-6045	大井町	しらべ内科整形外科医院	23-8943
	上原医院	22-0347		花ノ木医療福祉センター	23-0701
		ふじわら小児科内科医院	29-2662	篠町	ひがき小児科医院
吉川町	佐藤医院	21-2525	山口マタニティクリニック		22-3518
南つづけ丘	飯野小児科内科医院	25-0015		亀岡市立病院	25-7313
畑野町	畑野診療所	28-3939	南丹市八木町	公立南丹病院	0771-42-2510

問 健康増進課(保健センター) TEL25-5004、FAX25-5128

(健康増進課)

犬・猫は愛情と責任をもって飼いましょう